

# Weekly Report

第538号  
令和2年1月20日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 医療費の対象となる費用、ならない費用

医療費控除は、本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（所得20万円未満の方は所得の5%）を超える場合に、超えた部分の金額を所得控除できます（最高200万円）。なお、セルフメディケーション税制との選択適用となります。

### ◆対象となる費用、ならない費用

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象になりますが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用は対象外です。また、病状などにより個室を使用する必要がある場合の差額ベッド代は対象ですが、本人や家族の都合で個室にした場合は対象外です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象（付添が必要な場合は、付添人の交通費も含む）となりますが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……予防の費用は対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療

費だけではなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療の場合は対象になりますが、健康維持のためであれば対象外です。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用は関係なく、治療目的であれば対象となりますが、美容目的で行うものは対象外です。

◎未払いとなっている医療費……対象となる医療費は、その年中に実際に支払った金額に限られます。

◎保険金などで補てんされる金額がある場合……補てんの対象である医療費から差し引きます。引き去れない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引きません。

## 事業承継時の経営者保証ガイドラインの特則

経営者保証に依存しない融資を促進させるため、平成26年2月から「経営者保証に関するガイドライン」が運用されていますが、円滑な事業承継の阻害要因となり得る経営者保証の取扱いを明確化するため、事業承継時の具体的な対応などを定めた特則が策定されました（本年4月から適用）。

本特則では、①原則として前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない、②後継者に経営者保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性などを考慮し、保証の必要性を柔軟に判断する、③前経営者との保証契約は、実質的な経営権・支配権を保有しているといった場合を除き、保証解除に向けて見直しを行う、などを定めています。

## キャッシュレス・ポイント還元事業の効果は

昨年10月から実施している「キャッシュ・ポイント還元事業」の登録加盟店数は1月11日時点で約95万店となりました。また、昨年12月2日までの対象決済金額は約2.3兆円（クレジットカード1.4兆円、QRコード0.2兆円、その他電子マネー等0.7兆円）、還元額は約900億円です。

なお、参加店舗のアンケート調査によると、「売上に効果あった」は約39%、「顧客獲得に効果あった」は約37%、キャッシュレス手段の導入等で「業務効率化に効果あった」は約39%でした。